

ワーキング・ウーマン
〒464-0092 名古屋市千種区
茶屋が坂 2-6-B-805
(052)842-2739(内藤)
留守番電話/FAX

♀W・Wニュースは隔月発行です
申込先 〒振替 00870-4-10024
ワーキング・ウーマン
年間購読料 4000円



WORKING WOMAN
男女差別をなくす愛知連絡会

恒例 夏合宿

ワーキングウーマン夏合宿開催

日時： 8月21日(土)5時30分PM～22日(日)12時AM
場所： 野並子どもの村

7月例会

ピル解禁トークバトル

日時： 7月25日(日)1時30分～4時30分PM
場所： 名古屋市女性会館(参加費 500円)

=CONTENTS=

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| *例会報告：年齢差別禁止法学習会…1,2 | *情報：[内容]…8 |
| *例会：「ピル解禁・トークバトル」…3,4 | *情報：異文化フェミニズム連続交流会…9 |
| *例会：WW夏合宿開催お知らせ…5,6 | *情報：セクハラ賠償…10 |

真実の先任権制度、退職、年金、保険制度を遵守する場合

正当な理由で解雇、懲罰を与える場合

5月23日(日)「ワーピアつるまい」で年齢差別禁止法の学習会を開きました。アメリカの雇用年齢差別禁止法の歩みとその内容、アメリカで採用活動を行う場合のQ&Aを中心に読みあわせを行いました。

アメリカでは1960年代半ばになって、暦の上での年齢だけでは精神的、肉体的能力は測定できないという主張がされはじめ、強制的退職制が批判の対象になり1967年に制定にいたりました。社会的背景としては出生率低下による人口の老齢化、高齢者の健康増進、二世代三世代同居から単独生活にはいり社会関係の維持の意欲、インフレによる収入減対策などがあげられます。

1)雇用年齢差別禁止法の目的

*年齢より能力によって中高年労働者の雇用を促進し恣意的年齢差別を禁止し、従業員と雇用者が年齢による作用により生じる問題を解決するのに手助けをする事が目的

*改善される必要のある中高年労働者の現状は

- a: 生産性の増大に反して、失職した場合、再就職しにくい
- b: 職務遂行の潜在能力にかかわらず、年齢制限をする慣行
- c: 技術、モラルの低下、再雇用の可能性の低下をもたらす長期的失業が若年労働者より多い

*雇用年齢差別によって妨げられている商業における製品の自由な流れを促進する。

2)禁止される差別

40歳以上70歳未満の個人への差別、不利益な取り扱い

採用、昇進、訓練、給与、付加給付、退職、組合活動における差別

年齢差別禁止法に基づく審査・調査への参加、証言、告発等をした個人への差別

求人広告や求人の紹介に際して年齢による選考、制限、条件指定差別

3)違法ではないもの

年齢が職業的要件である場合

差別に年齢以外の正当な理由がある場合

真実の先任権 制度、退職、年金、保険制度を遵守する場合

正当な理由で解雇、懲罰を与える場合

募集・採用活動の実際

「駐在員のためのアメリカ雇用法 Q&A」日本経済新聞社より
公民権法第七章は人種、皮膚の色、宗教、性別、出身国を理由にした差別を、雇用における年齢差別禁止法(ADEA)40才以上の人に対する年齢差別を、心身障害米国民法(ADA)は資格を備えた人を精神的身体的障害が理由で差別するのを禁じている。

*雇用形態の相違点(アメリカ:日本)

日本-新卒者を採用、年次、実績に応じて昇進、新人教育に熱心

アメリカ-多くのレベルのポストに外部の人材の登用(終身雇用制が少ない)、職種に即した訓練のみ。配置転換が難しい、従業員に多額の投資をしない異なった職種をこなせる従業員を育てない。労働市場から人材の調達

Q:私立の人材紹介所に募集を依頼する際の注意点

依頼した紹介所が差別的な募集方法をとっていた場合は、依頼主も共同責任

州の職業安定所も同様

*連邦政府から多額の受注をしている企業は「アファーマティブアクション」の一環として州立職業安定所の利用を求められる場合がある

Q:新聞などを通じて求人広告をする場合の注意点

年齢に関しては「二十五歳から三十五歳まで」「六十五歳以上」「若い」「青年」「女の子」「大学生」「退職者」「年金の足しに」などの表現はX。応募者全員に年齢を記入するように求めるのは、必ずしも違法ではないが、高齢の応募者はチャンスが少ないと受け止める。

年齢を知らせるように求める場合、正当なビジネス上の理由があることが必要。

発行部数の少ない新聞は読者のかたよりがあるかもしれない、避けたほうが良い。

Q:採用面接の時さける質問

質問や要求をしてはいけない内容

年齢、出生国、国籍、出身民族、婚姻状態、扶養家族、子供がいる場合は勤務中子供を預

ける手段、応募票に写真の添付を求ること、健康状態、病歴、労災補償の請求歴、

麻薬あるいはアルコール依存症の治療歴、軍に所属したことがある場合は除隊事情、

逮捕歴(重大な犯罪をおかして有罪判決を受けたかたずねるのはかまわない)宗教上の休日の有無、その他

#####

中高年労働者は若年者より創造的、意欲的、能率的に低い。といった定型的な偏見をなくし、法律の整備と偏見、慣行を変えて行くことが必要となります。WWでは、勉強会を継続しながら、この問題とどのように取り組んでいくか、考えていかなくてはと思っています。(リリ)

7月例会

ピル解禁トーク・バトル

—性・健康・環境—

7月25日(日)午後1:30-4:30 名古屋市女性会館 参加費:500円

講師:加藤季子さん 愛育病院非常勤医師、産婦人科と思春期外来担当。

「性と健康を考える女性専門家の会」(1997年設立)の運営委員でもある。ピル認可推進に尽力。東京都在住。

吉田由布子さん「エコロジーと女性」ネットワーク(1997年設立)会員として低用量ピルの副作用被害の情報収集等を通じ、ピルの危険性を指摘し、環境ホルモンの視点からも安全性を問い合わせよう訴えている。1990年からは「チェルノブイリ被害・救援」女性ネットワーク(代表:綿貫礼子)の事務局を勤め、ロシア側での救援・調査を行ってきた。会社員。

び: ピル(経口避妊薬)の解禁を求めてきた人と「ちょっと待て」と言ってきた人の話しが聞けるわけなんだ。…でも、私、ピルなんて関係ない。

る: わかるわかる。そうでしょ。

び: そう言われるのも、なんかちょっとムカツクなあ。

る: どっちやねん。あのね、もう更年期だし、××だし、っていうひとも関係ないわけじゃないみたいだよ。(どうして?)信頼できる筋からの情報(どこー?)によると今、薬品会社の営業の人が熱心に産婦人科医に売り込んでいるのは更年期のホルモン補充療法の薬らしいよ。

び: ホルモン療法って、このごろテレビなんかでもよく聞くよね。

る: それそれ。その薬がピル。ピルというより、ピルと同じ原理でできたホルモン薬、錠剤だけじゃないみたいだけど。

び: へえー。それ飲むと更年期障害が良くなるんでしょ?

る: みたいだね。で、同時に、去っていた生理がまた帰ってくる。飲み続ければ若くいられるという人もいる。「これ飲んでみてください」って言われて見たらピル。

び: いいじゃない。でも、ちょっと気味悪いところもあるね。

る: まあ、それは人それぞれでしょう。で、ピルは

び: 女王妊娠~~育成~~年齢以外の女性にも

る: あなたののようなセックスレスの寂しい女性にも

び: セックスレスがどーして寂しいになるんだ! ジンケンシンガイ! セクハラ!

る: 関係あるかもしれない。

び: プライバシーのいっちゃんデリケートなところの問題なんだよ!

る: そうだよね。だからすごく重要なことなんだけど、なかなか話し合ってということにはなってこなかった。ほら、こないだ判決が出た、富士見産婦人科の

び: 子宮とっちゃって、手術料稼ごうっていう、ひどい事件だよね。

る: そうそう。その関係者の女性が、事件当時、「子宮」と口に出すのものはばかられたっ

て書いてたけど

び：ピルなんて、男とセックスするときの

る：わあ、男とセッ、セックスだって。となりのひとにきこれるよ！

び：こういうのを「さぶー」って言うんちゃう？

る：さて、ここで問題です。

クイズ

1. ピルといえば、欧米の女性は既に使用していますが、アメリカではどのくらいの女性（妊娠可能年齢）が使っているでしょうか？（＊1）

①約70% ②約50% ③約9%

2. ピルは中絶をしなければならない女性を救う、というお医者さんも多いです。では、ピルが飲まれている国で、日本より中絶率（対女性人口当たりの比率）が低い国はどこでしょう？（び：高い国もあるってわけだね。）（＊2）

①スウェーデン ②アメリカ ③ドイツ

3. ピルには副作用がありますが、その中で最もリスク増加率が高く、2-5倍の発生率だとされているのはどの病気でしょうか？（び：つまり、ピルを飲んでると、飲まない人と比べて発病しやすくなる病気ってことね。）（＊3）

①血栓症 ②乳癌 ③心筋梗塞

び：1は以外と少なくて②、2は③、3は、よく聞く①でしょう。

る：うーん、一つだけ当たってるね。

び：一つか。正解は？

る：7月25日の例会で。

1999.6.3 朝日新聞

承認審議
医療保険適用せず

七月にも貯金



低用量ピル解禁へ

（本文）

（本文）

*1 北村邦夫（家族計画協会）1996年『ピルの分かる本』 日本短波放送

*2 United Nations, Demographic Yearbook 1996年版 / 厚生省1996年母体保護統計報告

*3 厚生省1999年ピルに関する資料（インターネット上に公開）

（文責 審）

ワーキングウーマン夏合宿開催

恒例ワーキングウーマンの夏合宿を下記の内容で開催します。テーマは盛りだくさん。
皆さん、どしどし参加してください。

日時：8月21日(土)5:30PMから8月21日(日)12:00AMまで

<基本的には泊り込みの合宿ですが、一日だけの参加もできます。>

8/21

5:30PM～ 一品持ち寄りの夕食会

6:30PM～ “メラ”コンサート(ディナーショー？？)

7:00PM～ 「母性神話と暴力」-講師 未定

~~~~~ 夜は長い、フリートーク ~~~~~

8/22

9:00AM～ 「職場における女性差別裁判の現状」-

お話-野村証券賃金昇格差別裁判原告 堀 好子 さん

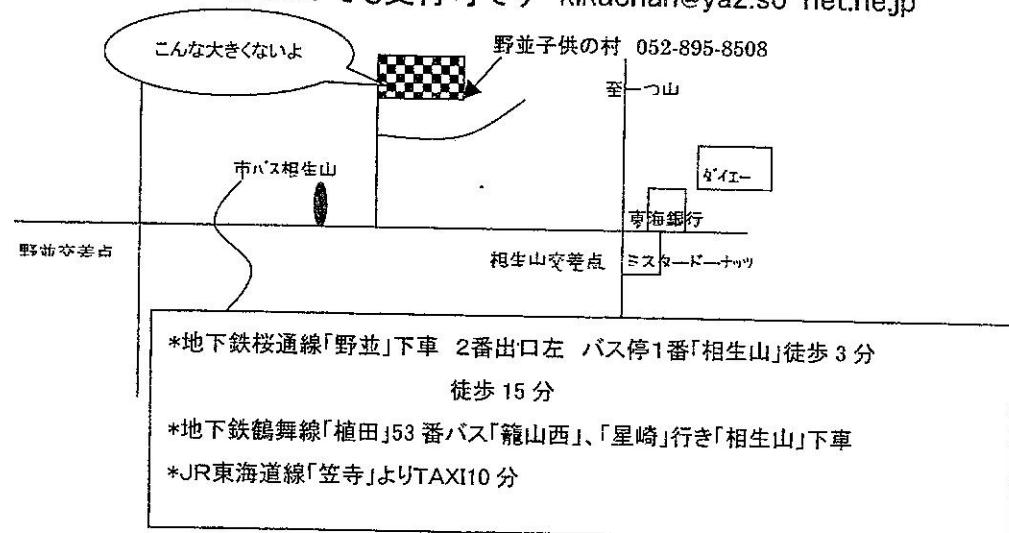
場所：野並子供の村(地下鉄桜通線の並駆よりバス3分、徒歩15分)

参加料金：2500円(宿泊者、朝食代含む)

申込み方法：8月13日(金)までに

同封の申込み用紙でFAX 052-842-2739 内藤まで

e-mailでも受付可です kikuchan@ya2.so-net.ne.jp



\*地下鉄桜通線「野並」下車 2番出口左 バス停1番「相生山」徒歩3分

徒歩15分

\*地下鉄鶴舞線「植田」53番バス「籠山西」「星崎」行き「相生山」下車

\*JR東海道線「笠寺」よりTAXI10分

メンバーと会える、  
よい機会です。参加  
してね

留守番電話、FAX、e-mailでの申込み受付けと  
なります。

FAX送付先:052-842-2739 内藤  
e-mail :kikuchan@ya2.so-net.ne.jp

## 夏合宿参加申込書

夏合宿に

参加する

参加しない



宿泊する

宿泊しない

お名前

近況など、メッセージがありましたら、記入ください

くその2 会社の同意がなくても調停が開始できるようになった

均等法が1986年に施行されても、ちっとも役に立たないと私たちが訴えてきたのは、主に禁止規定が少なかったことと、会社側の同意がないと調停も開始できなかつたこと。

4月からは、この2点が改正された。すべて禁止規定となつたのは前回述べたとおり。調停も働く女性が各県の女性少年室に申請すれば、会社側の同意がなくても原則として開始できるようになった。

そこで早速、調停を申請した元気な女性たちがいる。

そのなかの1人は、住友化学の石田絹子さん。彼女は均等法改正までに既に2回も調停を申請していたが、会社の拒否のため調停が受けられなかつた。そして、4月1日、「営業職にもどして」と大阪女性少年室に調停申請したところ、なんと4月5日に会社から「7月より営業につくことを命じる」という辞令を渡され、現在営業として奮闘中のこと。

また、同じ4月1日に日航の女性客室乗務員25人が、昇格差別で東京女性少年室に調停を申請した（その後同社で5人申請）。彼女たちの訴えは、男性の客室乗務員は入社21年までにほぼ全員、客室内の統括責任者である「四職級」に昇格しているが、女性は勤続24年以上たつても、その下の「三職級」のままで、明らかに差別されている。男性と平等に四職級に昇格させよ、というもの。

労働省女性局長の話では「調停が申請され、それが実際に対象になる内容なら、3カ月から6カ月くらいを目安に、迅速な結果を出していきたい」とのことなので、もしこのとおりにいけばかなり有効な解決法となろう。

今まで、差別是正は裁判で争うしかなかつた。裁判には長い年月と、多大な労力・金がかかる。一般的には仕事を続けながらやるわけだから余程の人でなければできない。しかし、調停を申請すれば原則として開始され、6カ月くらいで結果がでれば差別是正がかなり身近になるのではないだろうか。

ところで、来年4月には、各県の女性少年室は労働基準局と県庁内の職業安定課<sup>三者合</sup>一本化され、「地方労働局」に衣替えすることになる。ただの同居ではなく、監督官が均等法の分野にも配属されることを切望する。(0)

## 岡谷鋼機女性差別裁判を傍聴して下さい

6月に第18回の口頭弁論、原告の一人光岡の主尋問が終わりました。

1988年に男性は総合職、女性は事務職と全く一律にコース分けされたが、商社は一人一人が様々な業務を担当しており、光岡は総合職男性と全く同じ業務をしていることを証言しました。すでに原告証人として、男性の青野さんが光岡と同じ業務をしていて総合職に移行したことの証言を終えています。しかし30年近くに亘る勤務の初期は特に雑務が多く、また青野証人と同じ業務を担当していた時にも雑務は外されませんでした。女性は定年までお茶くみなど雑務がついて回ることも差別そのものですが、これを裁判官はどう判断するのでしょうか。

藤沢は総務部庶務課で30年近く男性と全く同じ業務を担当したことを、様々な証拠を挙げて証言しました。さらに同僚の海道さん（女性）が証人として同様の証言をしてくれました。会社はこの点には全く反論しませんでした。その代わり藤沢や海道さんと同一の業務をしていた男性は、会社では特殊な、定年まで管理職にはならない「お気の毒な男性」であると言いました。

会社は男女差別をしているとは認めています。しかし、現にある差別は①入社時の雇用契約が男女別であった、②コース別制度を組合が協定したので、原告も同意したから違法でない。と言っています。

1995年12月に提訴しましたが、この後原告二人の上司が会社側証人として証言し、2000年中には結審する予定です。

今日日本中で約19件の男女差別裁判が闘われていて、名古屋では私ども一件です。比較的早い展開で進んでいる私どもの裁判で勝利判決ができるよう皆様のご支援をお願い致します。勝敗はひとえに世論の動向で決まると言われています。どうぞ傍聴にお出かけください。

★9月8日（水）13:10~15:00 原告光岡美代子に対する会社側の反対尋問

→11月10日（水）〃 会社側証人小出業務部長（光岡上司）の主尋問

☆場所は名古屋地方裁判所1階大法廷

岡谷鋼機女性差別裁判原告：藤沢真砂子

# あいち国際女性 映画祭'99

映画祭のチケット等に関するお問い合わせは  
(9月12日(日)まで)

専用電話 052-962-2520

映画の上映後に、女性監督などを交えて質疑応答を行うほか、ゲストトークを開催します。ぜひ参加してゲストの素顔に触れてみてください。（手話通訳付き）

| 日 時              | 内 容                                | 会 場    |
|------------------|------------------------------------|--------|
| 9/8(水)<br>12:00  | 「太陽への道」トーク(イエス・ム・ウスター監督)           |        |
| 9/9(木)<br>12:00  | 「動物園の隣の美術館」トーク(イ・ジョンヒヤン監督)         |        |
| 9/9(木)<br>15:30  | 「エイミー」トーク(ナティア・タス監督、女優アーラナ・ディ・ローマ) | 3階大会議室 |
| 9/10(金)<br>12:00 | 「第七管界彷徨」トーク(浜野佐知監督)                |        |
| 9/11(土)<br>11:40 | 「家庭教師」トーク(李虹監督)                    |        |
| 9/12(日)<br>11:40 | 「フォー・フォー・ベニス」トーク(ビビアン・ナウェ監督)       |        |

まちでCP活動もおこなう  
WOMEN'S DAY  
国際女性デー

I.W.D  
2000年 I.W.D.  
3.12(日)!!

かわいいういみん(国際女性デーを祝う女性の会)企画

## 異文化フェミニズム連続交流会

いろんな国の女性達とフェミニズムについて語り合いたい!

**Pm1:30 - 場所:国際センター(地下鉄:国際センター) 300 yen**

No.1 女 6.20 (Sun) 『人権 : Human rights』終了

No.2 女 7.18 (Sun) 『ジェンダーと民族 : Nationality』

◆従軍慰安婦の問題に対し「朝鮮人女性として許せない」と言う思いから『旧日本軍による性的被害女性を支える会』に参加してきたパク・ユジャさんからボート。「日本人のフェミニストと在日朝鮮人である私が同じ地平に立つことが出来るのかを探りたい」との企画。

No.3 女 8.29 (Sun) 『ジェンダーとリプロダクティブヘルス』

◆ビル問題がテーマ。/WW企画(7/25)の議論を、文化的条件の異なる諸外国からの報告を加えて、さらに深めましょう。発展途上国の問題にも迫りたい。

No.4 女 9.19 (Sun) 『ジェンダーと芸術 : Art』

◆外国人グループによる劇とティーチイン/98,99 IWDで素晴らしいパフォーマンスを見てくれたクリスによる劇(必見!!)を楽しんだあと、ディスカッションを予定。

No.5 女 10.16 (Sat) 『ジェンダーと暴力 : Violence』

◆家庭内暴力をとりあげて

No.6 女 11.6 (Sat) 『2000 I.W.D.オープニング : General Meeting』

♀以上の予定は変更になることがあります

♀ IWDをいっそう意義のあるものにしようと、今年は諸外国の女性達とフェミニズム交流を行う企画を立てました。お互いがもっと分かり合うために…あなたの参加を待っています。

♀ TEL,FAX : 052-711-2966 HP:<http://member.nifty.ne.jp/IWD-HP/>

後援:名古屋国際センター

# セガラ賠償で750万 過去最高の賠償額

**教授に700万**

東北大學（仙台市）の大學院の男性助教授（四十六）に性的関係を強いられるセクハラスメント（性的嫌がらせ）を受けたとして、同大學院の助手だった二十歳代の女性が、助教授に一千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十四日、仙台地裁であり、阿部則之裁判長（異動のため伊藤紹基裁判長代理）は原告の主張をほぼ全面的に認めた。被告に懲罰料として七百五十万円の支払いを命じた。

原告側弁護団によると、国内のセクハラ訴訟では、賠償額が三百万円台の判決は数件あるが、過去最高の損害賠償額。暴力を伴わず性的関係を持ったケースの

|                     |                                                                                                                                         |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| は初めて這樣。             | 判決理由で、阿部裁判長は「教育上の支配・従属関係を背景にした一連の行為で、原告の性的自由や人格権を侵害した」とした。                                                                              |
| がセクハラと認められたのは初めて這樣。 | 八月にかけて、指導教官だった助教授は、研究室で女性の胸や下半身を触ったほか、「恋愛関係を持たないなら助言者になれない」などと言つて、ホルンに連れ出していく性的関係を強要した。女性が要求を拒絶するなど、論文の書き直しを命じたり、しつこい電話を掛けたり、などの行為を繰り返し |

# 東北大助教授 1999.5.25 中日 セタハラ 賠償750万円

た。  
女性は大学に被害を申告  
し、大学側は助教授に厳重  
注意していた。  
裁判で被告側は「自由

裁判で教授側は、女性が「先生、ごめんなさい」などと記した手紙を証拠として提出。「被告が強制した」と怒鳴り、無理やり性行為をしたといふ。裁判では教授側は、「女性側は、『優越的な地位を利用して性行為を強要して悪質なセクハラだ』と主張した。

卷之三

-10-